

表彰規程

第1条 この規程は、日個連東京都交通共済協同組合（以下「組合」という）運営規約第12条により、無事故組合員、及び団体並びに役員として組合発展に寄与した者の表彰に関する事項を定める。

第2条 本組合は、次の各号に該当する組合員及び団体並びに役員に対して、表彰状・記念品・その他を贈り表彰する。記念品、その他については理事会で定める。

(1)事故防止コンクール表彰

次の項目の表彰を行う事ができる。

(イ)コンクール期間の優秀団体表彰

(ロ)交通安全標語・川柳の優秀作表彰

(2)団体表彰

本組合に加入する組合を期首の構成人数別に数グループに分けて当該年度において事故発生率の低い各グループ上位を表彰する。

(3)個人表彰

(イ)毎年4月1日～翌年3月31日までの期間を1ヶ年とする。ただし、創立年度においては昭和61年8月1日より翌年3月31日までの期間を1ヶ年とする。

(ロ)対人事故は、共済金の支払いが生じなかった場合でも表彰の対象から除外する。

(ハ)下記期間無事故であった者で、表彰時に組合に在籍している者に限る。

ただし、下記期間無事故が確定していて、表彰時以前に法定脱会した者は窓口団体より特別に推薦する旨の書面をもって申請し、審査委員会にて審議し表彰することができる。又、表彰の対象者は運営規約等で定める遵守事項を守っている組合員に限る。

(A)10年間

(B)15年間

(C)20年間

(D)25年間

(E)30年間

(4)退任役員表彰

役員の前在任期間が通算2期4年以上の者を通常総代会において退任の際、表彰する。

(5)役員特別表彰

役員の内任期間が通算 5 期 10 年以上の者で本組合の運営に特別に貢献した者を通常総代会において表彰を行い記念品を贈る。

(6)その他の表彰

組合員本人以外の事故に於いて、事故の情報提供及び事故の損害拡大の防止に協力した組合員を審査委員会にて審議し表彰することができる。

2. 事故防止コンクールの団体表彰及び年間の団体表彰を受ける組合は、次の項目の事故を起した場合は除外する。

(1)飲酒または麻薬等を使用して事故を起した場合

(2)ひき逃げ事故

(3)死亡事故

3. 削除

付 則

1. この規程の改廃は理事会において行う

2. この規程は昭和 61 年 8 月 1 日より発効する

3. 平成 12 年 4 月 26 日一部改定

4. 平成 16 年 8 月 20 日一部改定

5. 平成 17 年 6 月 22 日一部改定

6. 平成 23 年 6 月 30 日一部改定

7. 平成 24 年 8 月 28 日一部改定

8. 平成 26 年 2 月 26 日一部改定

9. 平成 27 年 12 月 22 日一部改定